

平成 30 年 10 月 26 日

個人情報保護委員会事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の一部改正案に対する意見について

平成 30 年 10 月 2 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の一部改正案に対する意見

No.	頁	該当箇所	意見
1	6	3-4-3 (3)共同利用	<p>「（既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、）当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期しうると客観的に認められる範囲内である必要がある」と記載されているが、その「範囲内」に該当するケースとしては、ガイドラインの同項上の「【共同利用に該当する事例】」（以下）に記載されている内容との理解でよいか。</p> <p>事例 1）グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的（法第 15 条第 2 項の規定に従い変更された利用目的を含む。以下同じ。）の範囲内で情報を共同利用する場合</p> <p>事例 2）親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合</p> <p>事例 3）使用者と労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で取得時の利用目的の範囲内で従業員の個人データを共同利用する場合</p>
2	6	3-4-3 (3)共同利用	<p>「（既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、）当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期しうると客観的に認められる範囲内である必要がある」と記載されているが、共同利用を行う際の本人宛通知の時点（又は本人が容易に知り得る状態に置く時点）で、共同して利用する者の範囲や利用目的等について、本人が通常予期しうると客観的に認められる程度の丁寧な説明を行うことを前提に、異業種の企業等と共同利用することも可能であるとの理解でよいか。</p>
3	8	3-5-2 (2)個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合	<p>「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する場合について、「業務の実施に単なる支障ではなく、より重い支障を及ぼすおそれがあるような例外的な時に限定され・・・」と記載されているが、その「例外的」に該当するケースとしては、ガイドライン上の事例（以下）に記載されている内容との理解でよいか。</p> <p>事例 1）試験実施機関において、採点情報の全てを開示することにより、試験制度の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>事例 2）同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p>

以上